

苫小牧市告示第78号

公募型プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和3年3月10日

苫小牧市長 岩倉博文



苫小牧市学校給食用食器賃貸借に関する公募型プロポーザル実施要領

1	事業名	苫小牧市学校給食用食器賃貸借	
2	事業の目的	現在、苫小牧市の学校給食において使用している食器は、耐用年数及び破損の発生状況などから、早急な更新が必要であり、児童生徒により良い給食時間を継続的に提供するため、効果的かつ持続可能な事業内容等を選定した上で、令和3年度中に食器の更新を行う。	
3	事業の概要	事業場所	苫小牧市学校給食共同調理場
		履行期間	令和4年1月1日から令和10年12月31日(7年間)
		事業の内容	本事業の仕様書のとおり
		担当部署	苫小牧市教育委員会教育部
		提案限度額	47,040,000 円(税込み)
4	公募型プロポーザルの実施理由	実施理由	価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される場合もあることから、事業内容等の提案を受け、内容を総合的にかつ公平に評価した上で、優先交渉権者を選定するため。
5	実施の公表	公表方法	苫小牧市公式ホームページ等での公告
		公表日	令和3年3月10日
6	実施説明会	開催の有無	開催しない
7	実施要領の質疑等	方法	質問書(定型様式)を電子メールにて送付すること。 ※電話・口頭などの個別対応は行わない。
		受付期間	令和3年3月11日～令和3年3月16日
		回答日	令和3年3月19日
		回答方法	苫小牧市公式ホームページにて公表

8	参加資格要件	右の要件を全て満たしていること	① 提案する事業を遂行することが可能な単独の事業者又は共同事業者であること。
			② 苫小牧市契約に関する規則第42条第2項の規定に基づき作成する名簿(令和3年度～令和6年度)に登録される資格を有すること。
			③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
			④ 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
			⑤ 本市の市税に滞納がないこと。
			⑥ 第11条の指名通知の日又は第12条の参加意向提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
			⑦ 学校給食事業、とりわけ当該事業に提案する食器に関する専門知識を有し、且つ過去10年以内に1種類あたり10,000枚以上のPEN食器の納入実績(購入・賃貸借の別は問わない)を有する者を含んだ組織であること。
9	参加意向表明	参加意向書提出期間	令和3年3月22日～令和3年3月24日
		提出方法	参加意向書(第6号様式)に、参加資格要件を満たすことを証する書類を添付し、持参又は郵送とする。 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までの必着とする。 <受付時間:市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで>
		提出先	苫小牧市役所第2庁舎 教育委員会教育部学校教育課内
		参加資格通知	令和3年3月29日参加意向書を提出した全事業者に通知
10	実施の取り止め	取り止めの有無	参加表明者及び提案者がいない場合、プロポーザルを取り止める。
		通知方法	苫小牧市公式ホームページにて掲載
11	提案書作成要領	作成方法・添付書類	提案書作成要領による。
		提出先	苫小牧市役所第2庁舎 教育委員会教育部学校教育課内
		提出方法	持参とする。
		提出期間	令和3年4月14日～令和3年4月16日 <受付時間:市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで>
		提出部数	7部(正本1部、副本6部)
		提案書の取扱い	提出された書類については、変更を認めない。また、理由のいかんに関わらず返却はしない。ただし、苫小牧市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めること、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができる。 ① 提出書類に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、 ② 本事業の目的達成のために修正すべき事項があると苫小牧市が判断した場合は、苫小牧市と優先交渉権者との双方協議を行い解決する。
12	応募の辞退	辞退書提出期限	令和3年4月9日
13	ヒアリング	実施日	令和3年4月下旬
		実施場所	提案資格を有する者に対し、別途通知する。
		実施方法	ヒアリング実施要領による。

14	優先交渉権者の特定	選定委員会の設置	苫小牧市学校給食用食器賃貸借事業者選定委員会が優先交渉権者を特定する。
		審査内容	提案書、提案額、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最高得点の者を優先交渉権者として特定する。
		評価項目点数配分	評価基準による。
		失格事由	学校給食用食器賃貸借プロポーザル実施要綱第15条に規定する事項に該当することが判明したとき。
		同点の場合の決定方法	評価基準4(2)の規定による。
15	結果の通知・公表	結果の通知	令和3年4月下旬結果通知書の送付をもって通知する。
		公表内容	優先交渉権者及び提案額、その他必要な事項
		公表方法	苫小牧市公式ホームページにて掲載するほか、提案書を提出した全参加者に対し、書面で通知する。
16	非特定理由の説明要求	要求方法	書面にて理由を求めることができる(様式任意)
		要求期間	結果通知と合わせて通知する。
17	契約保証金	取扱い	契約金額の100分の10。但し免除規定あり。
18	事業スケジュール	実施の公表	① 令和3年3月10日
		質問の受付期間	② 令和3年3月11日～令和3年3月16日
		質問に対する回答	③ 令和3年3月19日～
		参加意向書提出期間	④ 令和3年3月22日～令和3年3月24日
		提案資格確認の通知	⑤ 令和3年3月29日
		提案書提出期間	⑥ 令和3年4月14日～令和3年4月16日
		辞退届提出期限	⑦ 令和3年4月9日
		ヒアリング	⑧ 令和3年4月下旬
		結果の通知・公表	⑨ 令和3年4月下旬
		非特定者説明要求	⑩ 結果通知と合わせて通知する。
		契約の締結	⑪ 令和3年5月中旬頃
19	その他	① 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。	
		② 優先交渉権者特定後、優先交渉権者と協議のうえ、賃貸借契約の仕様書の確定を行う。なお、当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加、削除等を行うことができる。	
		③ 採用した提案書等の著作権は苫小牧市に帰属する。	
		④ 本プロポーザルに関し、提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。	
		⑤ 本プロポーザルは、令和3年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、本賃貸借における予算が成立しなかった場合には契約は行わないことがある。また、予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。	
20	担当部署	苫小牧市教育委員会教育部 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目4番9号 市役所第2庁舎(学校教育課内) 担当 千木良(チギラ) TEL:0144-84-7565 FAX:0144-32-1201 E-mail:kyushoku@city.tomakomai.hokkaido.jp	